

榛東村橋梁長寿命化計画
(個別施設計画)

平成 31 年 3 月
榛東村建設課

1. はじめに

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、榛東村公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）に基づき、本村の管理する橋梁の長寿命化について定める計画であり、インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策に関する関係省庁連絡会議）に基づく個別施設計画である。

本村では、橋長 15m 以上の橋を対象とした榛東村橋梁長寿命化修繕計画（平成 24 年 12 月、以下「修繕計画」という）に基づき、計画的な維持修繕を実施しているところである。また、国及び県の点検要領に基づき、5 年に 1 度の定期点検を実施している。

本計画では、修繕計画及び定期点検結果を踏まえ、橋梁の計画的な保全による長寿命化を推進することにより、安心・安全な施設の維持管理を行うことを目的とする。

なお、平成 30 年度中に定期点検の第 1 巡目を完了するため、平成 31 年度に点検結果を反映した本計画の更新を予定している。

① 対象施設

本計画では、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路における橋長 2.0m 以上の橋（以下「道路橋」という）を対象とし、本村では平成 30 年 10 月 1 日現在、151 橋の道路橋を管理している。

② 計画期間

本計画の期間は平成 31 年 4 月から平成 41 年 3 月まで（10 年間）とする。

ただし、道路橋の状態は経年劣化や疲労等によって変化することから、定期点検結果等を踏まえ、適宜計画を更新するものとする。

2. 定期点検の実施

道路橋の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→（次回点検）のメンテナンスサイクルを構築する。

(1) 定期点検

定期点検は、道路橋定期点検要領（国土交通省）及び群馬県橋梁点検要領に基づいて行う。

1) 点検の頻度

定期点検は、5 年に 1 回の頻度で実施することを基本とする。

2) 点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とする。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。

(2) 診断

定期点検では、部材単位の健全性の診断と道路橋毎の健全性の診断を行う。

1) 健全性の診断

健全性の診断は、表 2 - 1 の判定区分により行う。橋梁単位の診断は、部材単位の診断結果を踏まえて、橋梁の主要な構造に着目し、総合的に判断する。

表 2 - 1 健全度判定区分

区分		状態
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(3) 措置

健全性の診断結果に基づき、道路橋の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じる。

(4) 記録

定期点検及び健全性の診断の結果、並びに措置の内容等を記録し、当該道路橋が利用されている期間中はこれを保存する。

3. 個別施設の状態等

榛東村の管理する道路橋及び診断結果は表3-1のとおりである。

表3-1 榛東村が管理する道路橋一覧

No	橋梁番号	施設名	架設年度	橋長(m)	点検年度	判定区分
1	00003	庚申橋	1990	16.7	H28	I
2	00004	自害沢橋	1984	14.7	H28	Ⅲ
3	00006	登茂栄橋	1978	14.2	H30	Ⅱ
4	00007	自害沢大橋	1978	15.6	H28	I
5	00009	幸橋	1952	3.6	—	—
6	00010	反目橋	不明	5.1	H27	I
7	00011	大吉橋	1978	10.5	H30	I
8	00012	大内橋	1960	4.8	H30	I
9	00013	稻荷橋	1990	7.1	H27	I
10	00014	反田橋	1983	9.4	—	—
11	00016	凌沢橋	2007	11.6	H30	I
12	00017	富美栄橋	1990	11.5	H30	I
13	00018	新薬師橋	1995	12.1	H30	I
14	00019	上野橋	不明	6.1	H27	I
15	00020	畑かんはし2号橋	1976	6.3	H27	I
16	00021	畑かんはし1号橋	1976	6.3	H27	I
17	00022	下富倉橋	1978	5.4	H27	Ⅱ
18	00023	富倉橋	1978	4	H30	I
19	00024	間澤橋	不明	5.4	H27	I
20	00025	葎橋	不明	2.3	H30	I
21	00026	大榛橋	1979	10.5	—	—
22	00027	天神橋	1983	9.5	H30	I
23	00028	次郎坂橋	1980	9.5	H30	I
24	00029	川端橋	1986	9.5	H30	I
25	00030	上川端橋	1989	10.5	H30	I
26	00031	山倉橋	不明	12.5	H30	Ⅱ
27	00032	寿橋	1979	8.2	H27	I
28	00033	中央橋	2014	6.6	H27	Ⅱ
29	00034	関之口橋	1962	5.5	H27	I
30	00035	学校橋	1979	7.2	H27	I
31	00036	釈迦堂橋	1935	4.9	H29	Ⅱ
32	00037	柳沢橋	1994	14	H30	I
33	00038	稻荷橋	1976	10.5	H30	Ⅱ
34	00039	中野橋	1972	4.9	H29	Ⅲ
35	00040	矢玉橋	不明	4.2	H29	Ⅱ
36	00041	大手橋	1966	4.2	H29	Ⅱ
37	00042	上大手橋	1972	5.5	H27	I
38	00043	川端前橋	1959	4.3	H29	I
39	00044	新川端橋	不明	4.2	H29	Ⅱ
40	00045	下御堀橋	不明	4.1	H29	I
41	00046	今新橋	1984	9.3	H30	I
42	00047	松田橋	1959	6.4	—	—
43	00048	清水貝戸橋	不明	11.2	H30	Ⅱ
44	00049	境橋	1933	3.8	H29	Ⅱ

45	00050	山新橋	1985	6.5	H27	I
46	00051	蛇ヶ見橋	1971	7.4	H27	I
47	00052	神田橋	1980	6.9	H27	I
48	00053	興徳寺橋	1992	10.6	H30	I
49	00054	今井大橋	不明	10.1	H30	II
50	00055	中央橋	1983	8.1	H27	I
51	00056	堀之内橋	不明	7.1	H27	I
52	00057	宮前橋	1957	7	H29	I
53	00059	新十一橋	1963	7.6	H27	II
54	00060	八幡下橋	1957	8.3	—	—
55	00061	八幡橋	1984	8.3	H27	II
56	00062	桃井大橋	1972	7.5	H27	II
57	00063	末広橋	1998	22.8	H28	II
58	00064	今井橋	1970	4.3	H29	III
59	00066	高雛橋	不明	5.8	H27	I
60	00067	下十二橋	不明	3.7	H29	II
61	00068	新三橋	1979	2.4	H29	I
62	00069	十二新橋	不明	5.2	H29	II
63	00070	十二沢橋	1979	3.9	H29	I
64	00072	新七橋	不明	3.7	H29	I
65	00073	天堂橋	不明	8.4	H27	II
66	00074	十二塚橋	不明	4.2	H29	I
67	00075	新十橋	1957	3.9	H29	II
68	00076	新九橋	1981	3.9	H29	II
69	00077	大川橋	1957	3.7	H29	II
70	00078	播磨橋	不明	6.4	H27	I
71	00079	大別橋	不明	6.4	H27	I
72	00080	別分橋	不明	4	H29	I
73	00082	蟹沢橋	不明	4	H28	II
74	00083	下稻荷橋	1995	3.5	H29	I
75	00086	城畔橋	不明	4	H29	I
76	00087	長山橋	不明	4.1	H29	I
77	00088	境橋	1974	7.3	H29	II
78	00089	薬師橋	1979	7.1	H27	I
79	00090	天神橋	1975	7.6	H27	I
80	00091	上天神橋	1968	8.7	H28	II
81	00092	硯橋	不明	7.1	H28	II
82	00093	硯石橋	1981	6.6	H27	I
83	00094	中尻橋	不明	5.6	—	—
84	00095	井戸尻橋	不明	8.6	H27	I
85	00096	井戸尻上橋	不明	5.9	—	—
86	00097	昭和橋	1970	7.3	H27	I
87	00098	庚申橋	1956	6.4	H27	I
88	00099	上野橋	1962	6.4	H27	I
89	00100	稲葉橋	1987	13.7	H30	I
90	00101	五月橋	1973	6.3	H28	I
91	00102	琴平橋	1958	5.4	H27	III
92	00103	無名橋	不明	2.7	H29	I
93	00104	下万年橋	不明	3.4	H29	I
94	00105	高沢橋	1973	7.3	H28	I
95	00106	万年橋	1983	7.4	H28	I

96	00107	義経橋	1982	4.1	H29	I
97	00108	向橋	1983	4.1	H29	I
98	00109	観音橋	不明	5.1	H27	I
99	00110	無名橋	不明	2.8	H29	I
100	00111	満橋	1959	4.4	H29	I
101	00112	唐沢橋	1988	7.3	H28	I
102	00113	唐沢中橋	1988	6.3	H28	I
103	00115	相馬橋	1988	7	H28	I
104	00116	佐惣谷橋	1983	5.4	H27	II
105	00117	黒髪橋	1991	10.6	H30	II
106	00119	下ノ前3号橋	不明	7.4	H28	II
107	00120	下ノ前2号橋	不明	7.4	H28	II
108	00121	下ノ前橋	1983	9.5	H29	I
109	00122	宮室橋	2013	7	H29	I
110	00123	十二前橋	不明	8.5	H28	II
111	00124	堂塚橋	不明	8.5	H28	II
112	00125	十二沢1号橋	不明	4.6	H29	I
113	00126	多屋1号橋	不明	4.6	H29	I
114	00127	多屋2号橋	不明	4.6	H29	I
115	00128	今井1号橋	不明	4.6	H29	I
116	00129	今井2号橋	不明	4.6	H29	I
117	00130	子奈田橋	1981	10.5	H29	I
118	00131	川端橋	不明	8.4	H28	II
119	00132	乙倉海戸1号橋	不明	8.5	H28	II
120	00133	乙倉海戸2号橋	不明	8.4	H28	II
121	00134	韭海戸橋	不明	8.4	H28	II
122	00135	三富橋	不明	12.5	H29	I
123	00136	反田橋	不明	4	H28	I
124	00137	大内橋	2016	7.4	H28	I
125	00138	長岡橋	1978	11.4	H29	I
126	00139	中組橋	不明	8.5	H28	II
127	00140	寛満橋	1987	7.6	H28	I
128	00141	中本橋	不明	7	H28	I
129	00142	高塚橋	1986	9.8	H30	I
130	00143	けやき橋	1988	12.5	H30	I
131	00144	橋向橋	1988	6	H29	I
132	00145	水沢群馬橋	1990	9.1	H30	I
133	00146	宿4号橋	不明	5.3	H27	I
134	00147	宿3号橋	不明	6	H27	I
135	00148	北野橋	不明	3.1	H29	I
136	00149	宿2号橋	不明	4.8	H29	I
137	00150	宿井戸尻橋	1991	8.8	H27	I
138	00151	新山倉橋	不明	9.9	H30	I
139	00152	大宮大橋	1993	11.6	H30	I
140	00153	霞山橋	1993	16.7	H28	I
141	00154	無名橋	不明	2.7	H29	I
142	00155	ふれあい橋	1996	9.4	H30	I
143	00156	上十二橋	1998	16.7	H28	I
144	00157	無名橋	不明	4.5	H29	I
145	00158	大平橋	2006	17.1	H28	I
146	00159	里宮橋	2007	15.1	H28	I

147	00160	陽なた坂橋	2010	15.5	H28	I
148	01731	滝沢大橋	1975	100.4	H28	Ⅲ
149	01732	長岡大橋	1973	30	H28	Ⅱ
150	01733	巴橋	1966	15.2	H28	Ⅱ
151	01734	滝沢橋	1966	14.7	H28	Ⅱ

4. 老朽化対策の実施

(1) 対策の優先順位の考え方

対策の優先度評価は、健全度、規模、交通量や利用形態等により行う。点検・補修により健全度を変更した場合には、優先順位の見直しを行う。

(2) 対策内容と実施時期

以下の項目に着目し、効果的かつ効率的な対策内容と実施時期を設定する。

- 1) 点検、診断結果に基づく判定区分に応じて対策を講じる。
- 2) 緊急対応の必要がある道路橋（健全度Ⅳ）は、変状確認後、直ちに通行規制並びに応急対策を行った上で、本対策を実施する。
- 3) 早期に措置を講じる必要のある道路橋（健全度Ⅲ）は、交通量等に応じ優先順位をつけて本対策を行う。
- 4) 予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい道路橋（健全度Ⅱ）は、損傷の進行等を考慮し、優先順位をつけて対策を行う。
- 5) 対策方法は変状の状況を十分に把握し、その範囲・規模については、対策を満足する範囲で経済性を考慮し、構造変更も含めて決定する。

(3) 対策費用

修繕計画及び定期点検結果に基づき、個々の道路橋の健全度等を考慮した効率的な措置を行う。